

# 津別町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和2年 3月27日(金) 午後1時30分から

2. 開催場所 議会議事堂 委員会室

3. 出席委員(11人)

会長	11番	田原賢二
委員	1番	細川幹生
	2番	近藤雅浩
	3番	嶋田治仁
	4番	佐野多希子
	5番	迫田和男
	6番	上野安男
	7番	山田伸二
	8番	石橋利明
	9番	西原芳明
	10番	巴敏博

4. 欠席委員(0名)

5. 議事日程

第1	会議録署名委員の指名
第2	会期の決定
第3	諸般の報告
第4	報告第4号 農地移動適正化あっせんの結果について
第5	報告第5号 農地法第5条の規定による届出について
第6	議案第7号 農用地利用集積計画の承認について

6. 農業委員会事務局職員

局長	小野敏明
次長	迫田久
係長	篠原裕佳
主事	上原悟

## 7. 会議の概要

事務局長： 定刻になりましたので、ただ今から令和2年第3回津別町農業委員会総会を開催いたします。本日の議事日程につきましては先に配布のとおりでありますのでご了承願います。 会長よりご挨拶をお願いいたします。

議長： 皆さんこんにちは。第3回農業委員会総会におきまして、お忙しいなか出席下さいましてありがとうございます。3月に入りまして45cmの大雪、又20mmの雨と、変動の激しい日もありますが、ハウスの中では玉ねぎ・ピートの苗も順調に育っているのではないかと思います。このまま安定した天気が続き、雪解けが順調に進む様願いたいと思います。

また、新型コロナウイルス感染拡大が広がっている中、経済・生活・農業・漁業にも大きな悪影響を及ぼしている訳ですが、非常に心配、懸念されているところがございます。一日でも早い終息の日を迎える事を願いたいと思います。また、北海道オホーツクでは、感染が収まっている様ではございますが、皆さんも充分気を付けて頂きたいと思います。

今日の議案、慎重審議の上取り進めたいと思います。よろしく願います。

議長： ただいまの出席委員は、11名です。  
津別町農業委員会会議規則第7条の規定により、過半数に達していますので、会議は成立いたしました。これより本日の会議を開きます。

議長： 日程第1「会議録署名委員の指名」を行います。  
津別町農業委員会会議規則第12条の規定により、議事録署名員に 5番迫田委員、9番西原委員を指名いたします。

議長： 日程第2「会期の決定」をお諮りいたします。  
会期は本日1日とすることに、ご異議ございませんか。  
【異議なしの声あり】

議長： 異議ないものと認め、会期は本日1日といたします。

議長： 日程第3「諸般の報告」を行います。事務局長に報告させます。

事務局長： 諸般の報告を行います。前総会以降の主な行事及び会議に関する事項並びに主な事務処置に関する事項につきましては、お手元に配布のとおりであります。新型コロナウイルスの感染の関係で会議はすべて中止となっております。以上です。

議 長： 日程第4 報告第4号「農地移動適正化あっせんの結果について」を議題といたします。事務局、説明をお願いします。

事務局：事務局係長

議 長：事務局係長

事務局： それでは、報告第4号「農地移動適正化あっせんの結果について」であります。津別町農地移動適正化あっせん基準に基づき申出のあった、各農地あっせんについて、農地中間管理機構の介入が望ましいと判断し、不成立となりましたので報告します。あっせん委員は、巴委員と細川委員であります。あっせん日は、令和2年2月19日 1回 であります。次のページに農地の内訳を添付しております。

譲渡人 新町●● ●●

譲受人 上里●● ●●

農地の所在 上里●●番 外合計24筆であります。

面積 301,048.52㎡ 価格 ●●円 10a当り ●●円 であります。農地のあっせん位置図については次のページ及び次のページの方に記載をしておりますので、参照頂ければと思います。以上で報告させていただきます。よろしくをお願いします。

議 長： 報告終わりました。報告第4号について、ご意見ご質問ありましたらお願いします。ありませんか。

【ありませんの声】

議 長： 質問等が無いようですので、報告第4号については、報告とおりが了承願います。

議 長： 日程第5 報告第5号「農地法第5条の規定による届出について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局： 事務局係長

議 長： 係長

事務局： それでは、報告第5号「農地法5条の規定による届出について」を説明させ

て頂きます。農地法第5条第1項第8号の規定に基づく、電気事業者が送電用電気工作物等の敷地に伴う農地転用に関する届出書の提出があったので、報告をさせていただきます。次のページに農地の内訳を添付していますのでご覧頂きたいと思います。

番号1

貸主 活汲●●番地 ●●

借主 旭川●● ●●

申請地 最上●●番 外合計3筆

面積 ①169㎡ ②100㎡ ③169㎡ 合計438㎡ であります。

契約の種類 賃貸借 農振の区分 用途変更申請中 であります。

転用目的 送電用の電気工作物の設置 であります。

申請理由 電線力の安全距離確保及び公衆安全対策のための支持物立替工事の為であります。

工期 令和2年6月1日～令和3年2月26日 であります。

番号2

貸主 達美●●番地 ●●

借主 旭川●● ●●

申請地 最上●●番

面積 ④・⑤18, 126㎡のうち338㎡ であります。

契約の種類・農振の区分・転用目的・申請理由については先程と同じであります。

番号3

貸主 豊永●●番地 ●●

借主 旭川●● ●●

申請地 最上275番4 面積 ⑥193㎡のうち100㎡ であります。

契約の種類・農振の区分・転用目的・申請理由については何れも同じであります。

次のページの許可申請位置図を添付してありますけれども、現在の既設の送電線については点線で示している所であります。新設については①～⑥という事で、それぞれ今説明した所で建て替えをしたいと言う申請の届出があったと言うことであります。以上説明とさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

議長： 報告終わりました。報告第5号について、ご意見ご質問ありましたらお願いします。 ありませんか。

【ありませんの声】

議 長： 質問等が無いようですので、報告第5号については、報告とおりが了承願います。

議 長： 続きまして日程第6 議案第7号「農用地利用集積計画の承認について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局：事務局係長

議 長：係長

事務局： 議案第7号「農用地利用集積計画の承認について」を説明します。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画についてであります。次のページに一覧を添付しておりますのでご覧頂きたいと思っております。

番号10

設定をする物 美都●●番地 ●●

設定をされる物 美都●●番地 ●●

所在 美都●●番 外合計3筆 面積72,599㎡ 種類 賃借権

始期 令和2年4月1日 終期 令和5年3月31日

借賃 ●●円 賃借権 10a当り ●●円 であります。

番号11

設定をする物 美都●●番地 ●●

設定をされる物 上里●●番地 ●●

所在 美都●●番 外合計3筆 面積30,918㎡ 種類 賃借権

始期 令和2年4月1日 終期 令和5年3月31日

借賃 ●●円 賃借権 10a当り ●●円 であります。

次のページ、その次のページに位置図を添付しておりますので、ご覧いただければと思います。以上で説明とさせていただきます。

議 長： 説明が終わりました。議案第7号について質疑を求めます。

【ありませんの声】

議 長： 質疑終了します。

これより議案第7号について採決します。

本件は原案のとおり決する事に、ご異議ありませんか。

【異議なしの声】

議長： 異議ないものと認め、議案第7号は原案のとおり可決することに決定いたします。

議長： 以上で本日の総会に提案した案件はすべて終了いたしました。  
これにて本日の総会を終了いたします。本日はどうもご苦労様でした。

（終了 13時 45分）

以上総会の顛末を記録し、議事録の内容に相違ないことを証するためにここに署名する。

令和元年 月 日

議長

令和元年 月 日

署名委員

令和元年 月 日

署名委員